

議会運営委員会の概要

1 山形県議会定数等検討委員会の正副委員長について

- ・議事調査課長から、12月15日に同委員会の第1回委員会が開催され、委員長に田澤伸一議員、副委員長に石黒覚議員がそれぞれ選任された旨報告があり、了承された。

2 12月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和5年12月定例会追加提出案件」により説明があり、了承された。

3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、本日常任委員会から発議される意見書案は、「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書（案）」の1件である旨説明があり、了承された。

4 議員の派遣について

- ・事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」のとおり本日の本会議に諮ることとしてはいかがか、との発言があり、了承された。

5 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

6 本日の常任委員会の開催及び出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、①本日の本会議はいったん休憩に入り追加議案の審査を行うための関係常任委員会が開催されること、②関係常任委員会は文教公安を除く5常任委員会であること、③各常任委員会の執行部の出席は案件の審査に必要な関係者のみでいかがか、との説明があり、了承された。

7 県議会内の服装等について

- ・委員長から、資料「県議会内の服装等について（案）」について、任期に関わらない申し合わせとすることとし、令和6年1月から適用したい旨諮られ、決定された。

8 その他

- ・なし。

9 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

10 議運再開時刻

- ・議会運営委員会の再開時刻は、関係常任委員会終了後とし、放送をもってお知らせすることとされた。

<休憩>

議会運営委員会の概要（再開後）

1 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表（再開後）」により、休憩前の会議順序表では未確定だった議案の採決方法について説明があり、了承された。

2 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

3 その他

- ・なし。

4 次回議運開催日時

- ・令和6年1月22日（月）午前10時と決定した。

5 本会議再開時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに再開することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年12月21日（木）

午前 10 時

- 1 山形県議会定数等検討委員会の正副委員長について
- 2 12月定例会追加提出案件の概要について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 議員の派遣について
- 5 議事日程第5号について
- 6 本日の常任委員会の開催及び出席要求対象者について
- 7 県議会内の服装等について
- 8 その他
- 9 本日の開議時刻
- 10 議運再開時刻

(令和5年12月21日議会運営委員会資料)

令和5年12月定例会追加提出案件

予 算 案 件 4 件

うち 令和5年度山形県一般会計補正予算 (第6号)

補正総額 43,311百万円

補正後累計 741,676百万円

意見書(案)

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では、母子保健法に基づく乳幼児歯科健診や、学校保健安全法に基づく小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対する歯科健診の実施が義務付けられている。一方で、成人については、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく歯科健診が行われているが、義務付けがされていない。また、労働安全衛生法に基づいて事業所が行う歯科健診の対象は、一定の有害業務に従事する労働者に限られているため、成人期以降の受診体制は十分とはいえない状況にある。

近年、歯と口腔の健康は、生活習慣病の予防にも効果があるとされ、全身の健康を保持、増進するための重要な要素であるといわれている。人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

本県においては、平成25年に議員提案により、やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例を制定し、関係者の協力の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進しているところである。

こうした中、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)に向けた取組の推進が盛り込まれた。

よって、国においては、健康寿命の延伸に向け、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診できる国民皆歯科健診を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の実現に向けて法整備を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の実現に向けて具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映させること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実施に際し、国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなどにより、歯科疾患の発症や再発、重症化予防、さらには全身の健康につながるよう総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 　あて
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会厚生環境常任委員長 梶 原 宗 明

議員派遣一覧表(案)

令和5年12月21日

番号	内 容
23	<p>大原学園山形校学生と県議会議員との意見交換会</p> <p>(1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため</p> <p>(2) 場 所 山形市</p> <p>(3) 期 間 令和6年1月16日(火)</p> <p>(4) 議 員 名 橋本彩子、石川正志、石塚慶、相田日出夫</p>
24	<p>令和5年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会</p> <p>(1) 目 的 北海道・東北六県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため</p> <p>(2) 場 所 宮城県</p> <p>(3) 期 間 令和6年1月29日(月)</p> <p>(4) 議 員 名 石川渉、橋本彩子、松井愛、江口暢子、鈴木学、伊藤香織、石塚慶、阿部ひとみ、相田日出夫、遠藤寛明、相田光照、青木彰榮、柴田正人、矢吹栄修、小松伸也</p>

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和5年12月21日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法																	
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)																		
2	< 開 議 > ○ 諸般の報告 (1) 山形県議会定数等検討委員会の正副委員長の選任結果 (2) 追加議案等の送付																		
3	○ 議案上程 (議第153号から議第156号までの4件) ○ 知事説明 ○ 関係常任委員会付託 (議第153号から議第156号までの4件)																		
4	○ 休憩中の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">時 刻</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">委 員 会 等</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">休 憩 宣 告 後</td> <td style="text-align: center;">総 務 常 任 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">第 1 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">厚 生 環 境 常 任 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">第 6 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 林 水 産 常 任 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">第 5 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商 工 労 働 観 光 常 任 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">第 4 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建 設 常 任 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">第 3 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関 係 常 任 委 員 会 後 終 了</td> <td style="text-align: center;">議 会 運 営 委 員 会</td> <td style="text-align: center;">議 会 運 営 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	休 憩 宣 告 後	総 務 常 任 委 員 会	第 1 委 員 会 室	厚 生 環 境 常 任 委 員 会	第 6 委 員 会 室	農 林 水 産 常 任 委 員 会	第 5 委 員 会 室	商 工 労 働 観 光 常 任 委 員 会	第 4 委 員 会 室	建 設 常 任 委 員 会	第 3 委 員 会 室	関 係 常 任 委 員 会 後 終 了	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場																	
休 憩 宣 告 後	総 務 常 任 委 員 会	第 1 委 員 会 室																	
	厚 生 環 境 常 任 委 員 会	第 6 委 員 会 室																	
	農 林 水 産 常 任 委 員 会	第 5 委 員 会 室																	
	商 工 労 働 観 光 常 任 委 員 会	第 4 委 員 会 室																	
	建 設 常 任 委 員 会	第 3 委 員 会 室																	
関 係 常 任 委 員 会 後 終 了	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室																	

議 事 日 程 （ 第 5 号 ）

令和5年12月21日（木） 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第153号 | 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号） |
| 第 2 | 議第154号 | 令和5年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 第 3 | 議第155号 | 令和5年度山形県電気事業会計補正予算（第2号） |
| 第 4 | 議第156号 | 令和5年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | 議第117号 | 令和5年度山形県一般会計補正予算（第5号） |
| 第 6 | 議第118号 | 令和5年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号） |
| 第 7 | 議第119号 | 令和5年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号） |
| 第 8 | 議第120号 | 令和5年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 議第121号 | 令和5年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 10 | 議第122号 | 令和5年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第 11 | 議第123号 | 令和5年度山形県電気事業会計補正予算（第1号） |
| 第 12 | 議第124号 | 令和5年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第 13 | 議第125号 | 令和5年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第1号） |
| 第 14 | 議第126号 | 令和5年度山形県病院事業会計補正予算（第3号） |
| 第 15 | 議第127号 | 山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例の設定について |
| 第 16 | 議第128号 | 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 17 | 議第129号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議第130号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 19 | 議第131号 | 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 20 | 議第132号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 21 | 議第133号 | 山形県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 22 | 議第134号 | 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 23 | 議第135号 | 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 24 | 議第136号 | 都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 25 | 議第137号 | 下水道事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 26 | 議第138号 | 道路事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 27 | 議第139号 | 急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について |
| 第 28 | 議第140号 | 山形県立庄内中高一貫校（仮称）高等学校校舎増築その他（建築）工事請負契約の一部変更について |
| 第 29 | 議第141号 | 可搬式冷暖房機の取得について |
| 第 30 | 議第142号 | 当せん金付証票の発売について |
| 第 31 | 議第143号 | 山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について |

- 第 32 議第144号 山形県民の海・プールの指定管理者の指定について
- 第 33 議第145号 置賜文化ホールの指定管理者の指定について
- 第 34 議第146号 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
- 第 35 議第147号 山形県総合運動公園の指定管理者の指定について
- 第 36 議第148号 中山公園の指定管理者の指定について
- 第 37 議第149号 山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について
- 第 38 議第150号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて
- 第 39 議第151号 令和5年度山形県病院事業会計資本剰余金の処分について
- 第 40 請願
- 第 41 発議第18号 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書
- 第 42 議員の派遣について

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和5年12月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第153号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳入全部、歳出 第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第4款衛生費第2項、第7款商工費第2項の一部</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第4款衛生費、第7款商工費第2項の一部</p> <p>4 第4条第4表 地方債補正</p>
厚生環境	<p>議第153号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費、第4款衛生費ただし第2項を除く</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費第2項の一部</p>
農林水産	<p>議第153号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第6款農林水産業費</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費</p> <p>3 第3条第3表 債務負担行為補正</p>
商工労働 観 光	<p>議第153号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第7款商工費ただし第2項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第7款商工費ただし第2項の一部を除く</p>
建 設	<p>議第153号 令和5年度山形県一般会計補正予算（第6号）中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第8款土木費</p> <p>2 第2条第2表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費 2変更</p> <p>議第154号 令和5年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第155号 令和5年度山形県電気事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議第156号 令和5年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）</p>

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和5年12月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	8	5.11.7	文教公安	スポーツ活動に励む児童・生徒へのマウスガード推進について	山形市十日町二丁目4番35号 一般社団法人 山形県歯科医師会 会長 土門 宏樹	高橋、佐藤（正）、高橋（淳）、柴田、矢吹、吉村、木村、榎津、奥山、伊藤（重）	採択	教育委員会送付
〃	9	5.11.7	厚生環境	生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書の提出について	山形市十日町二丁目4番35号 一般社団法人 山形県歯科医師会 会長 土門 宏樹	高橋、佐藤（正）、遠藤（寛）、高橋（淳）、柴田、吉村、木村、榎津、奥山、伊藤（重）	採択	意見書提出
〃	10	5.12.4	商工労働観光	旅館・ホテルにおける人手不足解消への支援について	山形市松波三丁目2番13号 山形県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 佐藤 信幸	石塚、高橋、佐藤（文）、佐藤（正）、遠藤（寛）、相田（光）、遠藤（和）、五十嵐、矢吹、加賀、奥山	採択	知事送付
〃	11	5.12.4	厚生環境	人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 「平和の礎」名前を読み上げる山形の会 代表 漆山 ひとみ	青木、石黒、高橋（啓）	継続審査	
〃	12	5.12.4	厚生環境	医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	齋藤、橋本、松井、青木、吉村、高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
文教公安	1	1			
厚生環境	3	1		2	
商工労働観光	1	1			
計	5	3		2	

県議会内の服装等について（案）

県議会内の服装等については、下記のとおりとすることを申し合わせる。ただし、状況の変化等があった場合は、その都度協議するものとする。

1 服 装

(1) 県議会内においては上着の着用を基本とし、個々の事情に応じて、議会の品位を損なわないような服装とする。この場合、ネクタイは着用しないことを可とする。

また、夏季においては上着を着用しないことも可とするが、襟付きシャツ等を着用する。

(2) 前記に関わらず、本会議や本会議に先立って開催される議会運営委員会では、上着を着用する。ただし、夏季においてはネクタイを着用しないことを可とする。

また、議会運営委員会が定めた日に限り上着に代わるものの着用を可とする。

2 その他

(1) 議員章については、「山形県議会議員章はい用規程」によることとするが、上着を用いない場合は、県議会議員であることを明記した「ネームプレート」を着用することを可とする。

(2) 夏季の期間は、県民運動に合わせて展開される県庁の「夏のエコオフィス運動」の一環であるクールビズの期間と同じとする。

(3) この申し合わせの内容は、委員会現地調査及び地域議員協議会についても準用する。

会議規則第 103 条（品位の保持）

「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」

議員章はい用規程第 2 条

「議員章は、服装のいかんを問わず左胸上部にはい用するものとする。」

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年12月21日（木）

関係常任委員会終了後

- 1 議事日程第5号について
- 2 閉会中の委員会の開催について
- 3 その他
- 4 次回議運開催日時
令和6年1月22日（月）午前10時
- 5 本会議再開時刻

会 議 順 序 表 (再開後)

[議事日程第5号]

令和5年12月21日(木)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
	<p>< 再 開 ></p>	
1	<p>○ 議案及び請願上程 (議第117号から議第151号まで及び議第153号から 議第156号までの39件並びに請願)</p> <p>○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 議案採決 (議第117号から議第151号まで及び議第153号から 議第156号までの39議案)</p> <p>○ 請願採決</p>	<p>簡 易</p> <p>簡 易</p>
2	<p>○ 意見書案上程・採決 (発議第18号)</p>	簡 易
3	<p>○ 議員の派遣について上程・採決</p>	簡 易
4	<p>○ 議長あいさつ</p> <p style="text-align: center;">< 閉 会 ></p>	

閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
常任委員会	令和6年1月23日（火）午前10時
3 特別委員会	令和6年1月24日（水）午前10時